

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成１９年度定期監査・平成２０年度定期監査及び平成２１年度定期監査の結果に基づき講じた措置について富津市長から通知があったので公表する。

平成２２年６月１０日

富津市監査委員 高 橋 聖

措置の内訳

○ 平成19年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
消防本部	<p>(1) 随意契約の適正化について</p> <p>随意契約に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。</p>	<p>関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を推進するよう各担当者に周知徹底を図った。</p>

○ 平成20年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
消防本部	<p>(2) 随意契約事務の適正化について</p> <p>随意契約事務の適正化については、一部改善が見られるものの未だ、随意契約の事由が記載されていないものや、その事由に適正を欠くもののほか、予定価格決定の積算根拠に不備な事例が見受けられるので、更なる適正化に努められたい。</p>	<p>関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、随意契約の事由及び予定価格積算根拠、適正な契約事務を推進するよう改めて通知した。</p>
	<p>(3) 物品の適正管理について</p> <p>機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものであるが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。</p>	<p>監査結果に基づき、機械器具・備品に係る物品台帳を整理・確認するとともに、これまでも実施している備品点検（個数確認）の実施を徹底した。</p>
<p>総務部</p> <p>行政管理課</p> <p>他関係部署</p> <p>市民部</p> <p>健康福祉部</p> <p>水道部</p> <p>消防本部</p> <p>建設部</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>教育部</p> <p>経済環境部</p>	<p>(1) 非常勤一般職員の勤務について</p> <p>非常勤一般職員の勤務については、非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例第4条の適切な運用に努められたい。</p>	<p>勤務条件等に関する条例第4条の運用につきましては、平成21年度から窓口業務や保育業務などの特殊な業務を除き6時間勤務としました。（非常勤職員数124名中51名を6時間以内の勤務としました。）</p>

○ 平成21年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
消防本部	<p>1 公有財産台帳等の整備について</p> <p>新地方公会計制度の導入により、公有財産台帳の精緻化が必要とされることから富津市財務規則第254条に規定する公有財産台帳及び公有財産台帳副本等の整備を図られたい。</p>	<p>公有財産台帳副本は整備されていないため、財務規則に従い整備を進めている。（管財契約課により平成22年度中に電子化する計画）</p>